

「南海トラフ地震に関する臨時情報」の対応マニュアル

1. 「南海トラフ地震に関する情報（令和元年5月31日本格運用開始）」の種類及び発表条件

| 情報名 | 情報発表条件 |
|-------------------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |

2. 児童・生徒及び教職員の基本行動

| | | 臨時情報（調査中） が発表された場合 | 臨時情報 （巨大地震注意） が発表された場合 | 臨時情報 （巨大地震警戒） が発表された場合 | 震度5弱以上の 地震発生時（発生後） |
|----------|---------|------------------------------------|--|-----------------------------------|---|
| 児童・生徒の対応 | 登下校時 | ○平常通り登下校する | ○原則として帰宅する（ただし、学校近くまで来ている場合は学校へ行く） ○在宅の場合は登校しない | | ○安全な場所に一時避難する ○自宅または学校の近い方へ行く ○詳細は別紙1「対応方針」を参照 |
| | 在校時 | ○平常通り | ○保護者の迎えで下校する | | ○安全な場所へ避難し、学校の保護・誘導に従う ○保護者の迎えで下校する ○詳細は別紙1「対応方針」を参照 |
| | 校外活動時 | ○平常通り | ○活動を中断し、学校へ戻る ○保護者の迎えで下校する | | ○安全な場所に避難し、学校の保護・誘導に従う ○保護者の迎えで下校する |
| | 登校前・下校後 | ○保護者の管理下におく | | | |
| 教職員の対応 | 出勤・退勤時 | ○平常通り出勤する ○関連の情報発表に備える | ○速やかに出勤する ○学校付近に来ている児童・生徒を保護し、校内の安全な場所に誘導する →在校時の基本行動を実施 | | ○可能な限り出勤し、自校本部の指示に従う ○出勤後、児童・生徒の登校状況を把握し安全確保に努める |
| | 在校時 | ○平常通り ○関連の情報発表に備える | ○校内緊急打合せ ○学校安全対策委員会の設置 ○授業の中止 ○保護者への連絡・引き渡し・下校の確認 ○残留者の確認と保護、管理 ○校長は対策状況を教育委員会へ連絡する | | ○学校安全対策委員会の設置 ○安全な場所への避難誘導 ○保護者への連絡・引き渡し・下校の確認 ○残留者の確認と保護、管理 ○被災状況の把握・確認 ○校長は被災状況を教育委員会へ報告する |
| | 校外活動時 | ○平常通り ○関連の情報発表に備え、常に連絡の取れる体制をとる | ○活動を中断し、学校へ戻る ○学校へ戻り、自校の指示に従う →在校時の基本行動を実施 | | ○指定避難所として関係機関の指示に従う 【校外活動時】 |
| | 出勤前・退勤後 | ○自宅待機し、関連の情報発表に備える | ○学校安全対策委員は出勤する →在校時の基本行動を実施 ○その他の教員は自宅待機し、自校の指示に備える | ○全教職員出勤し、自校の指示に従う →在校時の基本行動を実施 | ○安全な場所へ避難し、学校の指示・誘導に従う ○学校へ戻り、自校の指示に従う 【出勤前・退勤後・休日・夜間】 ○全教職員出勤（可能な限り） |

3. 情報伝達・連絡(報告)

- ①南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時
 - ・この時点においては、可児市教育委員会(以下「市教委」)への連絡(報告)は必要なし。(関連情報の発表に備える)
- ②南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)発表時
 - ・学校は警戒体制をとり、市の災害警戒本部または対策本部が発令する情報を伝達経路にて伝達する。
 - ・各小中学校(以下「各学校」)は校区情報を収集し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後、30分以内を目安に、判明している内容を市教委まで連絡する。
- ③震度5弱以上の地震災害発生時
 - ・各学校は校区情報を収集し、地震発生後30分以内を目安に被災状況を市教委へ報告する。
 - ・通信手段が断たれた場合に備え、学校から市教委への連絡員を確保する。
 - ・通信手段は、各学校に設置されているMCA無線機を使用する。
 - ・通信手段が断たれた場合、各学校で指定されている連絡員は市役所もしくは最寄りの連絡所まで情報伝達する。(各地区の連絡所には学校と同様のMCA無線機が設置してあります。各学校においても同報無線受信機が設置してあり、市からの情報は得ることが可能)
- ④臨時情報の発表がなく、震度4以下の地震発生時
 - ・各学校は校区情報を収集し、被災等がある場合は地震発生後30分以内を目安に被災状況等を市教委へ報告するとともに、緊急時に備え連絡の取れる状態にしておく。

※留意事項

ア各情報の発表時の行動については、各学校において、教職員・児童・生徒及び保護者に日常十分理解できるように指導し、適切な措置が円滑にとれるようにしておく。
 イPTA・教職員等との連絡網を確立し、状況把握や緊急連絡がとれるようにしておく。
 ウ校外活動時には、担任は配布してある防犯ブザーを携帯し、活用する(防犯安全対策を含めて)
 エ保護者からの電話が殺到しないように、予め電話連絡を控えるよう要請しておく。(児童生徒の安否についての連絡方法を明らかにしておく)

4. 自主防災組織への基本対応(該当がある場合)

| | 臨時情報(調査中)が発表された場合 | 臨時情報(巨大地震注意・警戒)が発表された場合 | 震度5弱以上の地震発生時(発生後) |
|----|--|--|--|
| 対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○鍵の確認(学校施設・体育館) | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○地域住民の避難受け入れ準備 ○避難場所の確保 ○鍵の確認(学校施設・体育館) | <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織(長)との連絡・連携 ○鍵の確認(学校施設・体育館) ○地域住民の避難受け入れ |

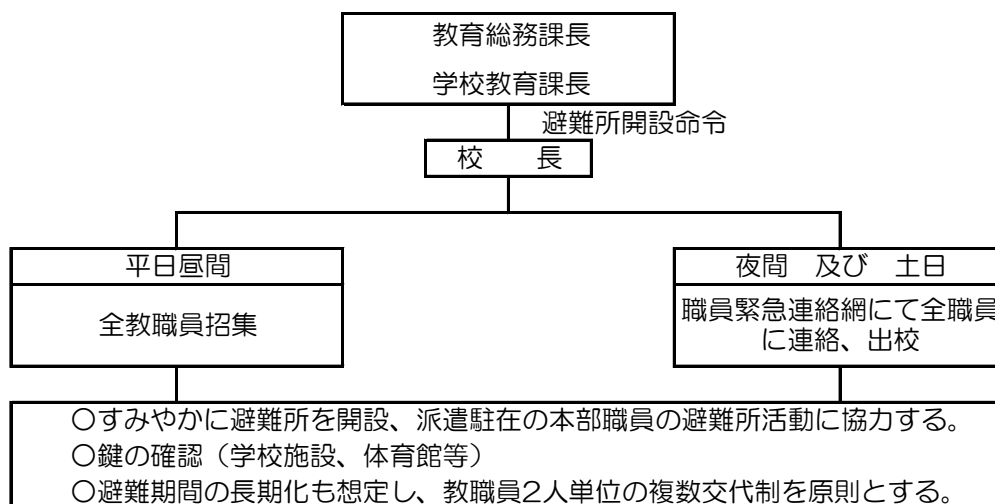
※施設の鍵及びセキュリティーカードの保管・管理者は校長、教頭、教務または学校から近い人とする。

5. 避難所運営マニュアル

(1) 避難所の開設

①市本部長等が開設する場合

市本部長等の避難・勧告の指示により、施設管理者は駐在する本部職員、その他関係者と協力して避難所を開設する。



②特定施設（個人）が行う場合

個人が自主的に行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を収容する施設等にあつては、平常時からその対策を樹立しておくものとする。

③本部職員の駐在

避難所を開設したときは、本部職員が駐在する。施設管理者は、駐在する本部職員、その他関係者と協力し、避難所の管理と収容者の保護にあたるものとする。

(2) 避難所使用注意施設

各学校において避難所としての施設使用するにあたっては、ア～ウの施設を十分確保する。

ア 管理スペースとしての校長室・職員室

イ 医療活動のスペースとしての保健室等

ウ 教育活動のスペースとしての最小限必要な普通教室

6. 教職員の体制について

○校長、教頭、教務または学校から近い人が学校施設の鍵及びセキュリティーカードを常備し、情報発表及び避難所開設の際、適切に学校施設を開放する。

| 時 点 | 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 市内で震度5弱の地震が発生した場合 | | | 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 市内で震度5強以上の地震が発生した場合 | | |
|----------|---|--------------------------|---------------------------------|---|-----------------|-----------------|
| | 学校安全対策委員会 | | | 学校安全対策委員会 | | |
| 業務内容 | 学校安全対策委員会 | | | 学校安全対策委員会 | | |
| 動員区分 | 勤務時間内 | 出張中 | 勤務時間外 | 勤務時間内 | 出張中 | 勤務時間外 |
| 校長・教頭・教務 | 直ちに 配備につく | 直ちに帰校し 配備につく | 直ちに出勤し 配備につく | 直ちに 配備につく | 直ちに帰校し 配備につく | 直ちに出勤し 配備につく |
| 一般教職員 | | 直ちに帰校し 自校の指示に 備える。 | 可能な限り出 勤し、自校の 指示に備え る。 | | | |

7. 給食の取り扱いについて

(1) 午前8時までに注意情報または、警戒情報が解除された場合は、平常の給食を実施する。

(2) 午前11時までに注意情報または、警戒情報が解除された場合は、学校から給食の有無について連絡します。

(3) 午前11時を過ぎてから注意情報または、警戒情報が解除された場合は、給食を中止する。

8. 市教育委員会の体制について

| 時 点 | 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 市内で震度5弱の地震が発生した場合 | | | 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 市内で震度5強以上の地震が発生した場合 | | |
|---------------------------|---|-----------------------|-----------------------|---|-----------------|-----------------|
| | 各学校との連絡体制の確立 学校間対応（市教委から連絡） 臨時休校措置 | | | 警戒本部設置 各学校との連絡体制の確立 臨時休校措置 | | |
| 業務内容 | 各学校との連絡体制の確立 学校間対応（市教委から連絡） 臨時休校措置 | | | 警戒本部設置 各学校との連絡体制の確立 臨時休校措置 | | |
| 動員区分 | 勤務時間内 | 出張中 | 勤務時間外 | 勤務時間内 | 出張中 | 勤務時間外 |
| 教育総務課・学校 教育課係長以上職 員 | 直ちに 配備につく | 直ちに帰庁し 配備につく | 直ちに帰庁し 配備につく | 直ちに 配備につく | 直ちに帰庁し 配備につく | 直ちに出勤し 配備につく |
| 教育総務課・学校 教育課一般職員 | | 直ちに帰庁し 指示に備え る。 | 自宅待機し、 指示に備え る。 | | | |

※その他、地震発生後の市教委と学校間の内容については、教育総務課及び学校教育課の各BCPに従う